

家電リサイクル法の対応

『家電リサイクル法』による家電製品のリサイクルの義務化

家電リサイクル法は、消費者と自治体、小売店、メーカーが協力して、使用済みの家電製品のリサイクルをすすめる、循環型社会の実現を目指すものです。

以下の使用済み家電製品はリサイクルが義務づけられ、リサイクルと収集運搬にかかる料金は、お客さまのご負担となっています。リサイクル料金は各メーカーにご確認ください。収集運搬料金は下記をご確認ください。

対象物件：エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

リサイクル方法

家電リサイクル法では、以下を定めています。

- 1.製造業者（家電メーカー）及び輸入業者にはリサイクルの義務
- 2.小売業者には、収集運搬の義務
- 3.排出者（お客さま）にはリサイクルと収集運搬にかかる料金の負担

小売業者などの手配で収集運搬された使用済み家電製品は、製造業者があらかじめ指定した場所で引き渡されます。引き渡しを受けた製造業者（もしくはその代行者）は、各地のリサイクル工場で使用済み家電製品を処分します。

当社の場合、割賦販売契約により販売した家電製品については、同法において小売業者となりますが、お客さまのご希望に応じて、当該家電製品の購入先や一般の家電販売店などご利用いただけます。

収集運搬料金

料金は以下のとおりです。（お客さまのご負担となります）

	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機
収集運搬料金	8,000 円	5,000 円	10,000 円	7,000 円

（1 台あたりの料金）（消費税別）

※上記収集運搬料金は概算です。以下の場合には別料金となります。

- 離島、遠隔地などに引き取りに行く場合
- クレーンなど特殊な作業を伴う場合
- エアコンなどの取り外し費用
- その他の特殊な事情がある場合

家電リサイクル券について

家電リサイクル券とは、引き取られた家電製品が確実にリサイクルされることを確認する管理票です。

リサイクル料金を「郵便局」でお支払いいただきますと、この「家電リサイクル券」を引き替えに受け取れます。あらかじめ引き取り台数分の「家電リサイクル券（排出者控え）」を受け取り、大切に保管してください。また、収集運搬費用は回収業者から別途ご請求となります。

《お問い合わせ先》 TEL：043-333-7200（コンタクトセンター）